

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第 12 号、議案第 13 号（一括討論）

案 件 名：二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、

二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第 12 号、13 号について、双方反対の立場で一括討論をいたします。

議案第 12 号は、地域包括支援センターに置くべき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種について、現実に人材確保が難しいため、複数圏域の高齢者数を合算して配置をしてもよいという内容だと理解しました。

現在、介護の担い手が確保できないという全体の状況、根本にある問題に対処せず、人の配置基準を緩めて対応しようという内容だと思います。根本的には有資格者の育成、確保を進めること、このことが本当に必要だと考えます。

また、本来、地域包括支援センターは、地域に根差した高齢者福祉の充実を図るのが目的で、圏域をまたいでの人員配置では、このことがおろそかになることが懸念をされるわけです。また、自治体をまたいでの設置はできないということで、二宮町には、現状では本改定は必要がないものと考えます。

議案第 13 号については、この改定内容は、介護保険法施行規則の改定に伴うものですが、この改定内容が、議案第 12 号で指摘した地域包括支援センターの構成に関わることであると判断いたしましたので、こちらも、二宮町にはこの改定は不要であると考えました。以上です。